

# 公益財団法人日本リウマチ財団登録理学療法士・作業療法士規則

平成 31 年 4 月 1 日制定

## (制度の目的)

第1条 公益財団法人日本リウマチ財団登録理学療法士・作業療法士制度は、リウマチ性疾患のリハビリテーションに精通した理学療法士・作業療法士を育成し、日本リウマチ財団登録医（以下、「リウマチ財団登録医」という。）及び日本リウマチ財団登録リウマチケア看護師（以下、「リウマチケア看護師」という。）、並びに日本リウマチ財団登録薬剤師（以下、「リウマチ財団登録薬剤師」という。）等と連携・協働して医療技術の進歩と医療水準の向上を図り、系統的治療により、国民の健康と福祉に貢献することを目的とする。

## (登録)

第2条 公益財団法人日本リウマチ財団（以下、「財団」という。）は、前条の目的を達成するため、日本リウマチ財団登録理学療法士・作業療法士（以下、「リウマチ財団登録理学・作業療法士」という。）の登録を行う。（欧文標記を “The Certified Physical and Occupational Therapist by Japan Rheumatism Foundation” とする。）

## (リウマチ財団登録理学・作業療法士の資格)

### 第3条

1 リウマチ財団登録理学・作業療法士の登録は、申請時に 3 年以上の理学療法士又は作業療法士実務経験が有り、リウマチ性疾患について、別に定める「リウマチ財団登録理学・作業療法士研修カリキュラム」（以下、「カリキュラム」という。）相当のリハビリテーション（以下、「リハビリ」という。）の知識及び経験を有し、直近 5 年間において通算 1 年以上リウマチ性疾患のリハビリに従事し、且つ直近 5 年間において次の各号の要件を満たす者について行う。

- (1) リウマチ性疾患リハビリ指導患者名簿 10 例（関節リウマチ症例を含むことが望ましい。）を有すること。
- (2) 前号のリウマチ性疾患リハビリ指導患者名簿のうち 5 例（前号に規定する関節リウマチ症例を含むことが望ましい。）について、リウマチ性疾患リハビリ指導記録の記載を有すること。
- (3) 上記（1）及び（2）の症例に訪問リハビリテーション、介護保険施設等の症例も対象であること。
- (4) 財団が主催し又は認定するリウマチ性疾患のリハビリに関するカリキュラムに相当する教育研修会（以下、「教育研修会」という。）に出席し、20 単位以上を取得した証明書を有すること。上記 20 単位のうち 8 単位まではリウマチ財団登録医・リウマチケア看護師・リウマチ財団登録薬剤師・リウマチ財団登録理学・作業療法士が講師として実施するカリキュラムに則った院内研修（講義、技能・技術指導等）による単位で充てることができる。この単位認定等については別途定める指導者・受講者報告書に拠るところとする。

- (5) リウマチ性疾患のリハビリに関わる治験(医療機器臨床試験を含む)等(以下、「治験」という。)に参加した場合は、第4号の単位の10単位に充てることとし、治験等責任(分担)者の署名による証明書を有すること。
- (6) 大規模災害発生時にリウマチ性疾患患者のリハビリ指導に従事した場合(実地訓練を含む)は、第4号の単位の5単位に充てることとし、担当医師等の署名した従事記録書(実地訓練実施計画書)を有すること。
- (7) 厚生労働省助成事業により実施した「リウマチ相談員養成研修会」に参加した場合は、第4号の単位の3単位に充てることとし、証の写しを提出する。
- (8) リウマチ性疾患のリハビリに関する学術論文、あるいは学会、財団が主催・認定した教育研修会・研究会等での発表等がある場合、筆頭者の場合はそれぞれ5単位、3単位、共同研究者の場合は、それぞれ3単位、2単位を第4号の単位に充てることとし、学術論文、学会・教育研修会等での発表等の写しを提出する。
- (9) 上記(5)、(6)、(7)については直近5年間に、それぞれ1回のみを単位に充てることとする。
- 2 理学療法士・作業療法士の資格をもつ教育機関の教員にあっては、直近5年間において次の各号の要件を満たす者について行う。
- (1) 第1項の第1号及び第2号の要件は、リウマチ性疾患のリハビリに関する講義、セミナー、演習、臨地実習等の指導をもって代えることができる。この場合は引き続き3年間の講義、セミナー、演習、臨地実習等の時間数の合計単位(学校教育による履修単位)を3単位でもって充てることとし、講義、実習等のシラバスの写しを提出する。
- (2) 第1項の第4号、第6号、第7号、第8号及び第9号の規定は、理学療法士・作業療法士の資格をもつ教育機関の教員にも適用する。
- 3 保健所、保健センター及び地域包括支援センター、特別養護老人ホーム並びにその他の介護保険施設等に勤務する理学療法士・作業療法士にあっては、直近5年間において次の各号の要件を満たす者について行う。
- (1) 第1項の第1号及び第2号の要件は、リウマチ性疾患患者・家族へのリハビリの保健相談、保健指導(訪問指導を含む)、講演等あるいはリウマチ性疾患患者へのリハビリ指導等をもって代えることができる。この場合はリウマチ性疾患患者・家族への保健相談、保健指導、講演、リハビリ等の10事例(関節リウマチ症例を含むことが望ましい。)の名簿を有し、そのうち5事例(上記名簿の関節リウマチ症例を含むことが望ましい。)の相談・指導記録・講演等を有すること。
- (2) 第1項の第4号、第6号、第7号、第8号及び第9号の規定は、保健所、保健センター及び地域包括支援センター、特別養護老人ホーム並びにその他の介護保険施設等に勤務する理学療法士・作業療法士にも適用する。
- 4 財団以外が主催する研修会を受講した場合の単位数の取り扱いについては、別途定める。

(資格審査及び登録)

#### 第4条

- 1 リウマチ財団登録理学・作業療法士の資格審査(以下、「審査」という。)は、毎年1回

行う。

- 2 審査を受けようとする者は、次の各号の書類に審査料を添えて財団に提出するものとする。
  - (1) リウマチ財団登録理学・作業療法士登録申請書
  - (2) 履歴書
  - (3) 第3条の資格要件を満たす事を証する書類等
  - (4) リウマチ財団登録医、日本リウマチ学会リウマチ専門医、日本整形外科学会認定リウマチ医の推薦書（登録申請書の医師署名欄）。推薦書の取得が困難な場合はその理由書。
- 3 審査は、書類審査とする。
- 4 代表理事は、審査に合格した者をリウマチ財団登録理学・作業療法士名簿に登録し、リウマチ財団登録理学・作業療法士登録証を交付する。リウマチ財団登録理学・作業療法士登録証の交付を受ける者は、登録料を納付しなければならない。

#### （登録の有効期間）

第5条 リウマチ財団登録理学・作業療法士の登録は、登録の日から5年を経過したときは効力を失う。ただし、登録資格の再審査を行うことにより効力を更新する。

#### （リウマチ財団登録理学・作業療法士の資格の再審査）

##### 第6条

- 1 リウマチ財団登録理学・作業療法士であって、現在の登録期間の5年間（以下、「直近5年間」という。）にリウマチ性疾患のリハビリの従事歴があり、リウマチ性疾患リハビリ指導患者名簿10例を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者は、リウマチ財団登録理学・作業療法士の再審査を受けることができるものとし、又、直近5年間にリウマチ性疾患のリハビリの従事歴がないが、将来リウマチ性疾患のリハビリに従事する意思のある者で、第1号及び第2号のリウマチ性疾患リハビリ指導患者名簿、リウマチ性疾患リハビリ指導記録の提出に代わり理由書の提出により、直近5年間に教育研修会へ出席し、20単位以上取得した証明書を有する者もリウマチ財団登録理学・作業療法士の資格の再審査を受けることができるものとし、第3号から第8号の規定を適用する。
  - (1) 教育研修会において12単位以上を取得した者にあっては、直近5年間のリウマチ性疾患リハビリ指導患者名簿から作成された3例のリウマチ性疾患のリハビリ指導記録（第3条第1項第1号に規定する関節リウマチ症例を含むことが望ましいものとする。）を有すること。
  - (2) 教育研修会において6単位以上を取得した者にあっては、直近5年間のリウマチ性疾患リハビリ指導患者名簿から作成された10例のリウマチ性疾患のリハビリ指導記録（第3条第1項第1号に規定する関節リウマチ症例を含むことが望ましいものとする。）を有すること。
  - (3) 第3条第1項第4号のリウマチ財団登録医・リウマチケア看護師・リウマチ財団登録薬剤師・リウマチ財団登録理学・作業療法士による院内研修の場合の8単位については、資格の再審査においては6単位とし、その単位認定等については別途定める指導者・受

講者の報告書に拠るところとする。

- (4) 第3条第1項第5号のリウマチ性疾患のリハビリに関する治験に参加した場合の10単位については、資格の再審査においては6単位とし、治験等責任（分担）者による証明書を有すること。
- (5) 第3条第1項第6号の大規模災害発生時のリウマチ性疾患患者のリハビリ指導に従事した場合（実地訓練を含む）の5単位については、資格の再審査においては3単位とし、担当医師等の署名した従事記録書（実地訓練実施計画書）を有すること。
- (6) 第3条第1項第7号の厚生労働省助成事業により実施した「リウマチ相談員養成研修会」に参加した場合の3単位については、資格の再審査においては2単位とし、証の写しを提出する。
- (7) リウマチ性疾患のリハビリに関する学術論文、あるいは学会、財団が主催・認定した教育研修会・研究会等での発表等がある場合、筆頭者はそれぞれ5単位、3単位、共同研究者はそれぞれ3単位、2単位を充てることとし、学術論文、学会・教育研修会等での発表等の写しを提出する。
- (8) 上記(4)、(5)、(6)については直近5年間に、それぞれ1回のみを単位に充てることとする。

2 理学療法士・作業療法士の資格をもつ教育機関の教員にあっては、次の要件を満たす者について行う。

- (1) 第1項の第1号及び第2号の要件は、リウマチ性疾患のリハビリに関する講義、セミナー、演習、臨地実習等の指導をもって代えることができる。この場合は引き続き5年間の講義、セミナー、演習、臨地実習等の時間数の合計単位（学校教育による履修単位）を3単位でもって充てることとし、講義、実習等のシラバスの写しを提出する。
- (2) 教育研修会に出席し、12単位以上を取得した証明書を有すること。
- (3) 第1項の第3号、第5号、第6号、第7号及び第8号の規定は、理学療法士・作業療法士の資格をもつ教育機関の教員にも適用する。

3 保健所、保健センター及び地域包括支援センター、特別養護老人ホーム並びにその他の介護保険施設等に勤務する理学療法士・作業療法士にあっては、直近5年間において次の各号の要件を満たす者について行う。

- (1) 第1項の第1号及び第2号の要件は、リウマチ性疾患患者・家族へのリハビリの保健相談、保健指導（訪問指導を含む）、講演等あるいはリウマチ性疾患患者へのリハビリ指導等をもって代えることができる。この場合はリウマチ性疾患患者・家族への保健相談、保健指導、講演、リハビリ等の10事例（関節リウマチ症例を含むことが望ましい。）の名簿を有し、そのうち5事例（上記名簿に関節リウマチ症例を含むことが望ましい。）の相談・指導記録・講演等を有すること。
- (2) 教育研修会に出席し、12単位以上を取得した証明書を有すること。
- (3) 第1項第3号、第5号、第6号、第7号及び第8号の規定は、保健所、保健センター及び地域包括支援センター、特別養護老人ホーム並びにその他の介護保険施設等に勤務する理学療法士・作業療法士にも適用する。

- 4 リウマチ財団登録理学・作業療法士の資格の再審査を受けようとする者は、次の各号の書類に登録更新料を添えて財団に提出するものとする。
- (1) 登録資格更新申請書
  - (2) 第1項及び第2項並びに第3項の資格要件を満たす事を証する書類等
  - (3) 原則としてリウマチ財団登録医、日本リウマチ学会リウマチ専門医、日本整形外科学会認定リウマチ医の推薦書（登録資格更新申請書の医師署名欄）。推薦書の取得が困難な場合はその理由書
- 5 第3条第4項及び第4条第1項、第3項並びに第4項（同項後段の規定を除く。）の規定は、登録資格の再審査について準用する。

（登録資格の再審査の特例）

#### 第7条

- 1 次に掲げる者は、前条第1項及び第2項並びに第3項の規定に該当しない場合においても、リウマチ財団登録理学・作業療法士の資格の再審査を受けることができる。
  - (1) 登録の有効期間満了時において65歳以上であり、その時まで継続して10年以上リウマチ財団登録理学・作業療法士である者
  - (2) 登録の有効期間満了時まで継続して15年以上リウマチ財団登録理学・作業療法士である者
- 2 前条第4項第2号の規定は、前項に規定する者については適用しない。

（登録の取消）

#### 第8条

- 1 リウマチ財団登録理学・作業療法士としてふさわしくない行為があったと認められるときは、代表理事はその者の登録を取り消すことができる。
- 2 代表理事は、前項の規定により登録を取り消そうとするときには、リウマチ専門職委員会の意見を聞かなければならない。
- 3 第1項の規定により登録を取り消した場合は代表理事は本人に文書で通知するものとする。

#### 附則

- 1 この規則は、平成31年4月1日より施行する。
- 2 本制度の運用等については別に定める。
- 3 この規則は、令和元年11月1日に一部を改定する。
- 4 この規則は、令和4年4月1日に一部を改定する。
- 5 この規則は、令和4年9月13日に一部を改定する。

# 公益財団法人日本リウマチ財団登録理学療法士・作業療法士規則施行細則

平成 31 年 4 月 1 日制定

## (登録の申請)

### 第 1 条

- 1 リウマチ財団登録理学・作業療法士の登録の申請受付期間は、毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までとする。
- 2 日本リウマチ財団登録理学療法士・作業療法士規則（以下、「規則」という。）規則第 4 条第 2 項第 1 号の申請書には、理学療法士・作業療法士免許証の写しを添えなければならない。

## (審査料等)

### 第 2 条

- 1 規則第 4 条第 2 項の審査料は、1 万円とする。
- 2 規則第 4 条第 4 項の登録料は、5 千円とする。
- 3 規則第 6 条第 4 項の登録更新料は、1 万円とする。
- 4 納付された審査料、登録料又は登録更新料は、返却しない。

## (審査結果の通知)

### 第 3 条 代表理事は審査結果を申請者に通知する。

## (制度発足時の経過措置)

### 第 4 条 本制度発足時の教育研修環境の事情を考慮し、本制度の運用の一定期間経過措置を行い、その基準は別に定める。

## (海外留学、出産・育児、病気療養等の場合の申請特例)

### 第 5 条

- 1 リウマチ財団登録理学・作業療法士であって、病気療養、災害、海外留学、出産（産休）・育児（育休）・介護（介休）等の理由により、第 1 条第 1 項に規定する期間に申請を行うことができない者は、あらかじめ書面により申請受付期限の延期を求めることができる。この場合においては、当該申請を行うことができない事情を証する資料を提出しなければならない。
- 2 前項に規定する申請受付期限の延期が認められた者は、帰国等によりその事情が解消したときは、速やかに申請書を提出しなければならない。

## (単位数付与の特例)

### 第 6 条 規則第 3 条第 4 項に定める研修会は、日本リウマチ学会、日本臨床リウマチ学会、日本整形外科学会、日本理学療法士学会関連分科会、日本作業療法士学会関連分科会、日本リ

ハビリテーション医学会の学術団体が主催した研修会とし、何れかに参加した場合の取得単位数は新規 5 単位、更新 3 単位で、1 回のみを単位に充てることができる。なお、参加証等の写しの添付をしなければならない。

#### 附則

- 1 この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則は、令和元年 11 月 1 日に一部を改定する。

